



【発行者】国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所 南陽出張所

〒999-2232 南陽市三間通14 TEL:(0238)43-2011 FAX:(0238)43-2411

ホームページアドレス→ <http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syUCHO/nanyou/>

刈草を無償で提供します!

南陽出張所では、堤防の異常(亀裂・陥没等)を早期に発見する事や、芝の保全、良好な河川環境を維持するため、河川の維持工事の一環として堤防の除草作業を実施しています。

除草した刈草は無償で提供しており、家畜の飼料や堆肥の原料等として活用いただくなど、好評を得ています。みなさんも一度活用してみませんか?

刈草提供の申込みについて

■提供期間：令和4年7月下旬～8月上旬頃

※無くなり次第終了となります。

■申込方法：① 郵送：申込用紙に記入のうえ、郵送してください。

② 持参：平日の9時～17時(土日祝日は除く)、南陽出張所までお越しください。受付を行います。

※申込用紙は出張所で準備しています。

出張所のホームページからダウンロードし、郵送または持参していただいても構いません。

■提供方法：申込み後、指定された提供場所から各自で積み込み・運搬をお願いします。提供場所については、申込みの際にご確認ください。

※注意事項を守って、作業を行ってください。

■申込み・問合せ：南陽出張所 ☎0238-43-2011 南陽市三間通14



刈草の乾燥状態は、降雨の状況により変わりますので、状態を確認したい場合は、堤防上に梱包しているロールをご覧くださいか、出張所にお問い合わせください。

【提供前の様子】



除草機で草刈り



※直径約50cm 長さ約75cm

刈草は
ロール状にして提供します

【南陽出張所 地図】



刈草提供申込書

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 申込月日 | 令和 4 年 月 日 |
| 住 所 | |
| 氏 名 | |
| 連 絡 先 | () |
| 提供希望量 | 梱包ロール _____ 個分 又は 軽トラック _____ 台分 |
| 利用目的 | 家畜の飼料 ・ 敷ワラ ・ 堆肥 ・ その他 () |
| 積込方法 | 人力 ・ 機械 ・ その他 () |
| 運搬方法 | 軽トラック ・ 2 tトラック ・ 自家用車 ・ その他 () |
| その他 | |

引き取り後の使用においては、利用者の自己責任において実施して下さい。(国土交通省は一切の責任を負えません)

また、引き取った刈草は、違法行為(不法投棄、転売等)のないよう責任をもって管理し、上記申し込み事項及び注意事項に基づき有効利用することを確約します。

国土交通省 東北地方整備局
山形河川国道事務所 南陽出張所長 殿

氏 名: _____

【個人情報の保護】

上記申込書で得た個人情報は刈草の適正な管理のため必要とするものであり、それ以外の目的には使用しません。(山形河川国道事務所)

〈刈草提供注意事項〉

1. 提供の方法

- ・刈草提供申込書に必要事項をご記入の上、南陽出張所に持参願います。
また、提供する刈草の場所は調整の上、出張所より指定いたします。
なお、刈草の提供にあたっては、指定する場所から各自で積込・運搬することとなります。

■ 南陽出張所・・・・・・(担当区間：米沢市、南陽市、高島町、川西町)

〒999-2232 南陽市三間通 14

TEL 0238-43-2011

2. 刈草について

- ・刈草は、梱包機によって梱包された状態で置いてあります。
- ・刈草には、芝、イタドリ、ヨシ等が混在しておりますので、ご了解ください。
(引き取り後の刈草に関するクレームはご遠慮ください)
- ・刈草は、作業時にゴミ等が混入しないように注意していますが、使用にあたっては十分留意願います。
- ・堤防には、多種多様の植物が生育しており、人体、家畜等にとって有害植物が植生している場合もありますので、刈草引き取り後の使用においては、利用者の自己責任において実施してください。

3. 提供にあたっての注意点

- ・刈草は、地域のみなさまに広く活用して頂くことを目的としておりますので、お1人での独占、無断持ち帰り等がないようにお願いします。
- ・引き取った刈草は不法投棄や、転売等営利目的に使用することを禁じます。
- ・時期や場所によっては、希望する量が確保出来ない場合がございますので、予めご了承願います。
- ・堤防上や河川敷上の通路での作業となる場合には、他の方の通行に支障にならないようお願いします。
- ・積込・運搬時においては、刈草の飛散防止に努め、通路に刈草を飛散させた場合には、責任をもって清掃してください。
- ・刈草のお持ち帰りに際しては、堤防保護のため堤防法面への車両乗り入れをしないようご注意ください。万が一、堤防を損傷させた場合は、補修費を負担して頂くことがあります。
- ・積込・運搬時の事故及び引き取り後の使用における事故等については、国土交通省は一切責任を負いません。十分注意していただくようお願いいたします。
- ・万が一、事故が発生した場合は、管理している出張所へ至急連絡を入れてください。